

所市整第53号  
令和7年6月30日

所沢市公共事業評価委員会  
委員長様

所沢市長 小野塚 勝 俊

### 社会資本総合整備計画の事後評価について（諮問）

所沢市公共事業評価委員会条例第2条（1）の規定に基づき、下記のことについて貴委員会の意見を求める。

記

#### 1 諒問事項

社会資本総合整備計画「所沢駅周辺地区整備計画（第2期）」（平成31年度～令和5年度）及び都市再生整備計画「所沢駅周辺地区」（令和1年度～令和5年度）の事後評価について

#### 2 諒問理由

社会資本整備総合交付金要綱第10第1項より、社会資本総合整備計画及び都市再生整備計画の期間の終了時に、計画の目標の実現状況等の評価（事後評価）を行わなければなりません。なお、事後評価の実施に当たっては、「社会資本整備総合交付金に係わる計画等について（令和5年9月22日改正）」第3第6項により、評価の透明性、客観性、公正さを確保するため、学識経験者等の第三者の意見を求めるよう努めることとされているため、諮問するものです。

以上